

びふかニューパブリック協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、びふかニューパブリック協議会設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第5条第8項の規定に定めるびふかニューパブリック協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

(専決事項)

第4条 事務局長は次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること、簡易なもの。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 全各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配付、処理編集、保存その他文書に関し必用な事項は、美深町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取り扱いについては、美深町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必用な事項は、その都度、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	個 数	管 理 者
びふかニュー パブリック協 議会会長の印	 <p>The seal is square with a double-line border. The text inside is arranged in two vertical columns. The right column reads 'びふかニュー' (Bifuka New) and the left column reads 'パブリック' (Public). Below these, centered, is '協議会会長の印' (Seal of the Association President).</p>	てん書	18	会長名をも って発する 文書	1	事務局長